

官民連携データプラットフォーム データガバナンス指針

官民連携データプラットフォーム運営組織（仮）（以下「当組織」といいます）によるデータの利活用は、パーソナルデータを含むデータの保護及びサイバーセキュリティ体制の構築を前提として行わなければなりません。

そこで、当組織が行う事業におけるデータの取扱いに関する指針として、データガバナンス指針を定めます。

1 データプラットフォームの意義

当組織は、多様な主体からデータを提供いただき、それを同じく多様な主体に利用いただくことを目的としてデータプラットフォーム事業を実施します。単にデータ取引の場を提供するのではなく、データの安全性の確保を前提としてデータ流通を促進するという役割を果たすために、データの取扱いに対する適切なルールとそれを実施するための適切な体制¹を構築いたします。

2 データの還元

当組織は、データプラットフォーム事業は、官民の連携の一環として、本来都民及び都の事業者（以下「都民等」といいます）のものであったデータを都民等に還元することととらえ、都民等がデータの利活用を通じ、さまざまな社会的課題を解決していけるよう取り組んでまいります。

3 データを流通させることによるメリットの可視化

当組織は、都民をはじめとする様々なデータ主体のみなさまが、データプラットフォーム事業へデータを提供することが、最終的にデータを提供したみなさま自身の利益につながるような組織及び体制の構築を目指します。データ主体のみなさまが、安心してデータを提供いただけるようにすることはもちろん、任意かつ積極的にデータを提供いただけるように、データ提供のメリットを可視化してまいります。

4 パーソナルデータの保護とサイバーセキュリティの確保

当組織は、パーソナルデータの保護とサイバーセキュリティの確保がデータ利活用のために最も重要な事項であり、組織として取り組むべき課題と位置づけ、必要なルール及び体制を構築し、不断の見直しを行います。

パーソナルデータ保護のための取組と、サイバーセキュリティ確保のための取組を十分

¹ 具体的な内容は、次年度の事業詳細化の結果を踏まえ検討する予定です。

に実施するためには、相応の経営資源を投入する必要があります。これら経営資源の投入は、単なるコストではなく、当組織の事業への信頼を確保し、データプラットフォームとしての価値の向上、ひいてはデータの利活用を通じた豊かな都民生活の実現を果たすための投資であると捉えて継続的に取り組んでまいります。

5 事業の透明性と本人関与の仕組み

当組織は、特にパーソナルデータの取扱いを行う場合は、みなさまのデータがどのように扱われているかについて不安を与えないために、透明性の確保が重要であると考えています。

そこで、当組織は、事業を行う上で、データの取扱いの方法について可能な限り情報を開示し、みなさま自身が、自身のデータの取扱いの方法を管理及び設定できるように努めてまいります。

6 プラットフォームが備えるべき機能の適切性の確保

当組織は、データプラットフォームにおいて行うことが想定される多様なデータ利活用に関する事業を実施する上で備えている機能が適切なものか、また、不足しているものがあるかどうかについて不断の見直しを行う必要があると考えています。

そこで、当組織は、本組織の運営に関して、有識者等から構成され、当組織から独立した第三者委員会²を設置し、データプラットフォームが有する機能の適切性について客観的な立場から適宜意見を伺いながらデータプラットフォームが有する機能の適切性を確保しつつ、データプラットフォーム事業の適正な運営を図ります。

7 データの正確性及び最新性

当組織は、データの流通及び利活用の促進を事業とする上で、データが最新に保たれていること及び正確性が保たれていることがデータの価値を高めること、ひいてはデータプラットフォーム事業に対する信頼性につながることに鑑み、流通対象とするデータが最新かつ正確なものであるように努めてまいります。

8 データプラットフォーム全体のサイバーセキュリティ

当組織は、データを提供いただく方々との間で、また、データをご利用いただく方々との間でデータの取引を行うこととなります。データの安全を確保するための措置等を通じ、当組織がサイバーセキュリティ確保のために必要な対策を行うことは当然のことです

² DPF の運営が適切に実施されていることをモニタリング等する組織を設置することが必要であると考え、第三者委員会を設置することを想定していますが、具体的な実施内容については次年度以降も引き続き検討する予定です。

が、それに留まらず、データプラットフォームをご利用いただくみなさまとの関係を含めたサイバーセキュリティを考える必要があります。

当組織は、これを意識しながら取組を進めてまいります。

9 ステークホルダーとの対話

データプラットフォーム事業にはデータを提供いただく方、データを利用いただく方といったデータプラットフォームの利用者のみなさまはもちろんのこと、データ主体となる都民をはじめとするみなさまなど、さまざまなステークホルダーが存在します。当組織は、ステークホルダーのみなさまとの継続的な対話に取り組んでまいります。具体的には、データプラットフォーム事業やプライバシーに対する姿勢、サイバーセキュリティに関する情報開示など、様々な情報発信に努め、また、データを利用いただく方から御意見をいただくこと等によりデータに関する最新のニーズを把握し、それをデータプラットフォーム事業に反映するよう努めてまいります。

(制定日付)³

【更新履歴】

令和3年3月22日

ポリシー案 1.0 として策定

³ 本指針を施行する日付を記載する予定です。